



けやき通信

ごあいさつ

「北海道旅行記」



8月4日から2泊3日で小樽・美瑛・札幌に旅行してきました。

初日は小樽に行きました。小樽は食べることをメインに考えていたので、美味しいお寿司・海鮮丼を食べることができて良かったです。

2日目は北海道の壮大な景色を楽しもうと美瑛に移動しました。あいにくの雨模様でゆっくり楽しむことはで

きませんでした。車からでも北海道の大自然や広大さを味わうことができました。同時に、やっぱり晴れた日に来たかったなと思いましたので、いつかまた行ければと思っています。

最終日は、日本三大がっかり名所の一つ札幌時計台を見ずに帰ることはできないと思い行ってきました。

やっぱり「がっかり」でした（笑）

今月のテーマ

「遺言の活用～推定相続人と音信不通編～」



1. 「推定相続人」とは

今、自分が死亡した場合に相続人となる人のことを「推定相続人」といいます。平たく言えば、「将来の相続人」のことです。

今回は、「推定相続人と音信不通」のケースについて説明します。

2. 遺産分割協議

亡くなった人の遺産を分配する場合、遺言がなければ、相続人の誰がどの遺産を取得するかを話し合いで決めます。この話し合いを「遺産分割協議」といいます。

遺産分割協議は、相続人全員で行う必要があります。

3. 問題の所在

もし「推定相続人と音信不通」のまま相続が発生した場合、「相続人全員で遺産分割協議が行えない」という問題が生じます。

このことは、仮に音信不通の相続人を除いた相続人全員で話し合いを進め、遺産の分配について合意ができて、その合意に基づいて不動産の名義変更や預貯金の解約など、相続手続きが一切できないことを意味します。

4. 一言で「音信不通」といっても・・・

「音信不通」にも、その状態として次の2通りが考えられます。

①住んでる場所や連絡先は知っているが、連絡が取れない状態。

②住んでいる場所も連絡先も不明な状態。

①住んでる場所や連絡先は知っているが、連絡が取れない状態。

この場合、弁護士に音信不通の相続人との交渉を依

頼したり、遺産分割調停・遺産分割審判など家庭裁判所を利用して遺産の分配を決めていきます。

②住んでいる場所も連絡先も不明な状態。

この場合、家庭裁判所に不在者財産管理人選任申立てを行い、そこで選任された不在者財産管理人と遺産分割協議を行い遺産の分配を決めます。

仮に、遺産分割協議が調わない場合、①と同様に遺産分割調停・遺産分割審判など、家庭裁判所を利用して遺産の分配を決めていきます。

5. 遺言を作る必要性

以上のとおり、音信不通の相続人がいることで遺産分割協議が困難となり、結果として遺産の分配を決めるのに、通常以上に「手間」「コスト」「時間」を要することになります。

また、相続手続きに慣れている人は多くはないです。通常の相続でも「不安」「気苦労」は絶えないと思いますが、このようなケースでは相当なものだと思います。

しかし、遺言があれば、相続人と話し合うことなく、遺言書に記載のとおり財産承継ができます。

つまり、遺言書があることで音信不通の相続人の存在を気にすることなく、スムーズな財産承継が可能となります。

このことが、遺言書を作る必要性となります。

6. 最後に・・・

「推定相続人と音信不通」となるのは、多くの場合、様々な事情から予見できます。また、既にそのような状態になっている方もいるかもしれません。

もし、既にそのような状態でしたら、是非とも遺言の作成をご検討ください。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日でも対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市